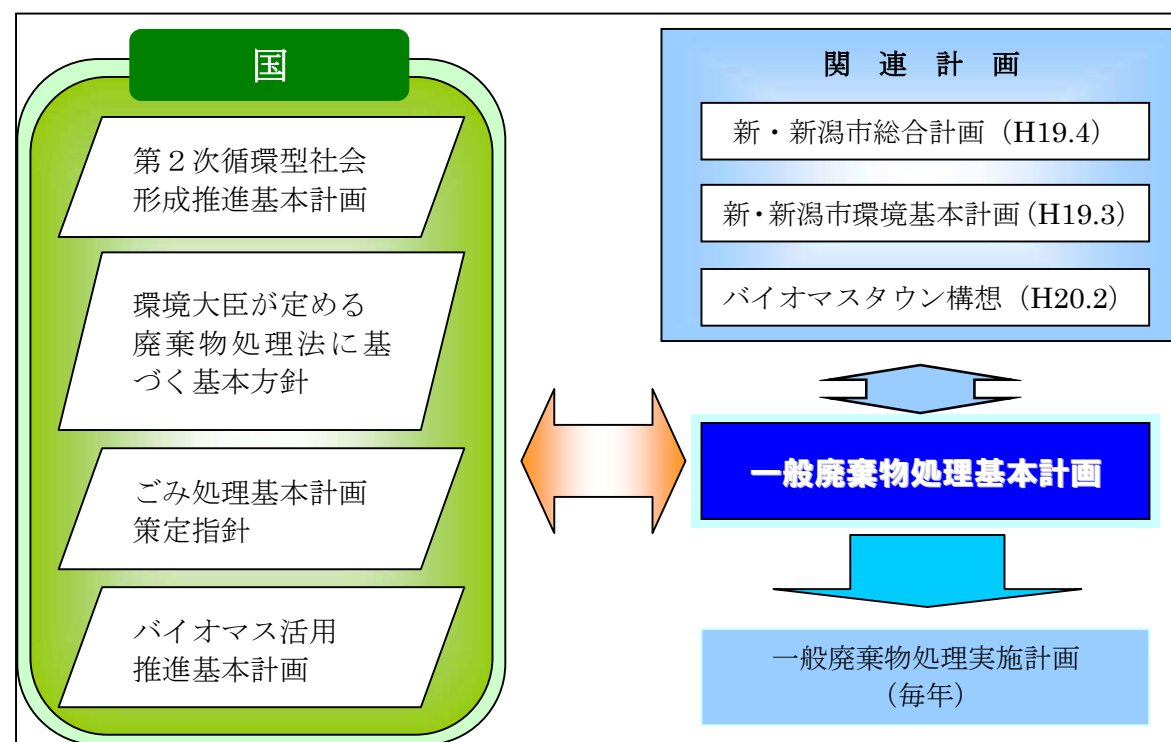
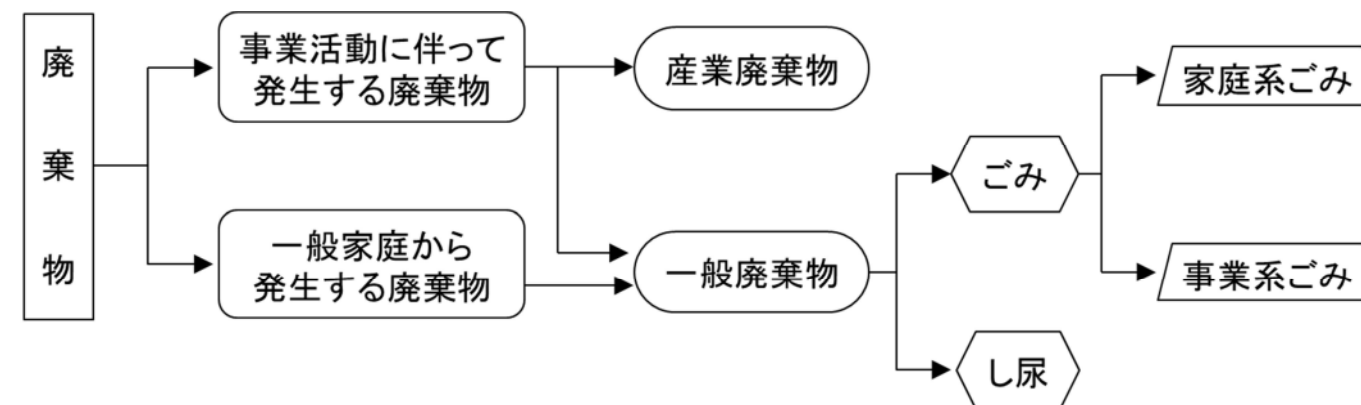


「新潟市一般廃棄物処理基本計画」について

- 廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもの。
- 現計画の内容は、関係法令（循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法）の理念や各種制度・計画の内容を踏まえ、「新潟市総合計画」、「新潟市環境基本計画」等と整合を図り策定され、廃棄物行政における長期的・総合的な指針として位置づけられている。
- 計画実施のための具体的事項は毎年度策定する「新潟市一般廃棄物処理実施計画」で定める。



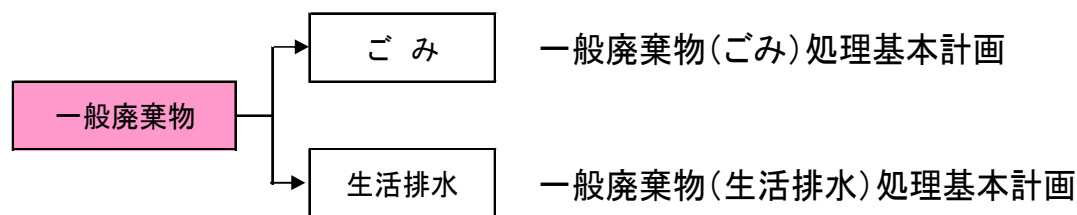
<参考> 廃棄物の基本的区分



【イメージ図】

【関連用語】

- **一般廃棄物**
産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。
また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。
- **産業廃棄物**
事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。



※「生活排水」家庭から出される排水で、炊事、洗濯、風呂排出される生活雑排水とトイレから排出されるし尿をあわせたもの

1. 新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について

（1）計画の概要

- ①計画期間 平成24年度から平成31年度までの8年間
- ②基本理念と数値目標
 - 基本理念 「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」
 - 基本理念に向けた数値目標の達成状況

区分	平成22年度 (実績)	平成28年度 (中間目標)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成31年度 (最終目標)
① 家庭系ごみ量 (1人1日あたり)	494g	484g (△10g)	488g (△6g)	487g (△7g)	474g (△20g)
② 事業系ごみ排出量	84,393t	79,300t (△5,093 t)	78,399t (△5,994 t)	79,267t (△5,126 t)	74,500t (△9,893 t)
③ リサイクル率	27.0%	29.8% (+2.8%)	28.0% (+1.0%)	26.8% (-0.2%)	30.9% (+3.9%)
④ 最終処分量	32,092t	22,500t (△30%)	21,712t (△32%)	22,319t (△30%)	21,800t (△32%)
(参考指標) 廃棄物分野のCO2 排出量	81,957t-CO2/ 年	75,800t-CO2/ 年 (△8%)	67,534t-CO2/ 年 (△18%)	64,710t-CO2/ 年 (△21%)	73,100t-CO2/ 年 (△11%)

削減量（g）（t）や削減率（%）は、平成22年度と比較した数字

（2）基本方針

- 数値目標達成に向けた4つの基本方針
 - 基本方針1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働（資料4-1）
 - 基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進（資料4-2）
 - 基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進（資料4-3）
 - 基本方針4 収集・処理体制の整備（資料4-4）

2. 新潟市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画について

（1）計画の概要

- ①計画期間 平成24年度から平成31年度までの8年間
- ②基本理念及び目標
 - 本市は、自然環境と高次都市機能の共存する田園型政令市の実現を図るとともに、さらに環境負荷の少ない循環型社会を構築し、持続可能な社会の発展を目指している。
 - 生活排水処理についても、市民が健康で、安全かつ快適に過ごせるよう、生活環境の向上を図ることを目標とする。

（2）基本方針

- 目標達成に向けた4つの基本方針
 - 基本方針1 市街化区域等については、公共下水道の計画・整備を推進します。
 - 基本方針2 農業振興地域については、農業集落排水施設及び公共下水道の連携により、効率的で効果的な施設の維持管理と水質保全に努めます。
 - 基本方針3 公共下水道又は農業集落排水施設が整備された区域内においては、全ての対象世帯等に対し適切な指導・啓発を行い、接続率の向上に努めます。
 - 基本方針4 公共下水道若しくは農業集落排水施設により生活排水の処理がなされているか又は計画されている区域以外では、補助金の交付又は市が直接設置・維持管理を行うことにより、合併処理浄化槽の普及を促進します。

資料 5